

## 第 61 回愛媛都市計画地方審議会（昭和 39 年 3 月 9 日開催（持ち回り））

### 出席者

会長	知事
同	副知事
同	総務部長
同	民生部長
同	衛生部長
同	商工労働部長
同	農林水産部長
同	土木部長
同	企画部長
同	愛媛県警察本部長
同	今治市会議員 6名
同	県会議員 5名
同	学識経験者 3名

### 議事項目

議第 436 号 今治都市計画都市下水路並びに同都市下水道事業及びその執行年度割変更について

#### 議第 436 号 今治都市計画都市下水路並びに同都市下水道事業及びその執行年度割変更について

第一 都市計画都市下水路を次のように変更する。

【番号、名称、起点、終点、主な経過地、幅員（メートル）、延長（メートル）、排水区域（ヘクタール）、摘要】

- 1、青木川都市下水路、日吉湯殿甲 840 番地の 1、片山上新田 93 番地の 1、（日吉、片山）、  
2.15～2.9、2,616.5、147.9、断面幅 1.2m～2.2m、深さ 1.3m～1.65m、線形一部変更

「別紙図面表示の通り」

第二 昭和 36 年建設省告示台 2968 号今治都市計画都市下水路事業を前項のように変更する。

「別紙図面表示の通り」

第三 前項の事業の執行年度割を次のように決定する。

昭和 36 年度から

昭和 37 年度まで 約 2.95 割

昭和 38 年度 約 2.65 割

昭和 39 年度 約 3.00 割

昭和 40 年度 約 1.40 割

### 理由書

本事業は昭和 36 年度より実施中であるが、今般用地の確保困難の為計画水路路線を在来路側に移行するとともに、一方労務費、諸資材費等の高騰により事業費を増嵩し、かつその執行年度を 1 カ年延長し完成しようとするものである。

## 第 62 回愛媛都市計画地方審議会（昭和 39 年 5 月 15 日開催）

### 出席者

会長	知事
同	松山市長
同	今治市長
同	伊予三島市長
同	川之江市長
同	伊予市長
同	壬生川町長
同	野村町長
同	総務部長
同	民生部長
同	衛生部長
同	商工労働部長
同	農林水産部長
同	土木部長
同	企画部長
同	愛媛県警察本部長
同	運輸省第 3 港湾建設局長
同	建設省四国地方建設局長
同	松山市会議員 7 名
同	今治市会議員 6 名
同	伊予三島市会議員 5 名
同	川之江市会議員 2 名
同	伊予市会議員 5 名
同	壬生川町会議員 4 名
同	野村町会議員 2 名
同	長浜町会議員
同	県会議員 5 名
同	学識経験者 3 名
幹事	都市計画課長
幹事	建築課長

### 議事項目

- 議第 437 号 松山都市計画大可賀土地区画整理事業を施行すべき区域の変更について
- 議第 438 号 今治都市計画公園事業及びその執行年度の決定について
- 議第 439 号 川之江都市計画公園事業及びその執行年度の決定について
- 議第 440 号 伊予三島都市計画街路並びに同街路事業及びその執行年度割の変更について
- 議第 441 号 壬生川都市計画都市下水路の名称の変更及び同下水道の変更並びに同下水道事業及びその

執行年度割の決定について

- 議第 442 号 野村都市計画街路変更並びに同街路事業及びその執行年度割の決定について
- 議第 443 号 野村都市計画公園事業及びその執行年度の決定について
- 議第 444 号 松山都市計画街路事業及びその執行年度の決定について
- 議第 445 号 今治都市計画街路事業及びその執行年度の決定について
- 議第 446 号 川之江都市計画都市下水路の名称変更並びに同下水道事業及びその執行年度割の決定について
- 議第 447 号 伊予都市計画街路事業及びその執行年度の決定について
- 議第 448 号 株式会社松山青果青果物卸売市場建築位置の決定について
- 議第 449 号 宇摩青果協同組合青果物卸売市場建築位置の決定について
- 議第 450 号 川之江青果協同組合青果物卸売市場建築位置の決定について
- 議第 451 号 長浜町営火葬場建築位置の決定について

**議第 437 号 松山都市計画大可賀土地区画整理事業を施行すべき区域の変更について**

松山都市計画大可賀土地区画整理事業を施行すべき区域を次のように変更する。

1 区域

松山市大可賀町、同西須賀町、同山西町、同古三津町の各一部

「別紙図面表示のとおり」

2 地積

約 35.35 ヘクタール

理由書

従来 of 区域のうち、松山港の港湾整備事業に伴って宅地化された部分を区域から削除し、また、区域内の墓地を全面的に移転することにより宅地としての利用を増進させるため、新たに墓地の移転先の土地を従来 of 区域に追加しようとするものである。

**議第 438 号 今治都市計画公園事業及びその執行年度の決定について**

第一 都市計画公園中第 1 号公園を次のように都市計画事業とする。

【番号、名称、位置、面積（ヘクタール）、摘要】

1、吹揚公園、今治市蔵敷 1490～1499 番地、0.302、遊戯施設、休憩所、植栽、花壇、普通公園

「別紙図面表示のとおり」

第二 前項の事業は昭和 39 年度において執行する。

**議第 439 号 川之江都市計画公園事業及びその執行年度の決定について**

第一 都市計画公園中第 1 号公園を次のように都市計画事業とする。

【番号、名称、位置、面積（ヘクタール）、摘要】

1、城山公園、川之江市川之江町字古町、西新町地内、約 14、苑路、広場、児童遊戯場、プール、花壇、噴水、便所、休憩所、普通公園

別紙図面表示のとおり

第二 前項の事業の執行年度割を次のように決定する。

昭和 39 年度 約 1 割

昭和 40 年度 約 2 割

昭和 41 年度	約 2 割 7 分
昭和 42 年度	約 2 割
昭和 43 年度	約 2 割 3 分

#### 議第 440 号 伊予三島都市計画街路並びに同街路事業及びその執行年度割の変更について

第一、都市計画街路中 2 等大路第 3 類第 2 号線を次のように都市計画事業とする。

【街路番号 (等級、類別、番号)、街路名称、起点、終点、(主なる経過地)、幅員 (米)、延長 (米)、摘要】

Ⅱ,3,2、井関通り線、中曽根町出口 2034、三島町金子 2101-2、(三島踏切)、11、1,410、延長、幅員及び線形の変更

「別紙図面表示の通り」

第二 昭和 37 年建設省告示台 1300 号の都市計画街路事業を次のように変更する。

【街路番号 (等級、類別、番号)、街路名称、起点、終点、(主なる経過地)、幅員 (米)、延長 (米)、摘要】

Ⅱ,3,2、井関通り線、中曽根町出口 2034、三島町木瓜 1655-8、11、990、計画延長の一部

「別紙図面表示の通り」

第三、前項の事業の執行年度割を次のように定める。

昭和 37 年度	1.9 割
昭和 38 年度	2.5 割
昭和 39 年度	3.8 割
昭和 40 年度	1.8 割

理由書

井関通り線は昭和 37 年度より事業施行中であるが、同路線に接続する市道金砂三島線が高知県本山町と連絡するに従い、多量の交通量が予想されるので幅員の一部を拡大するとともに線形を改良して施行しようとするものである。

#### 議第 441 号 壬生川都市計画都市下水路の名称の変更及び同下水道の変更並びに同下水道事業及びその執行年度割の決定について

第一 都市計画都市下水路を同下水道に名称を変更する。

第二 都市計画下水道を次のように変更する。

##### 1 排水区域及び面積

【下水道番号、排水区域名、面積 (ヘクタール)、区域、摘要】

1、本河原排水区、約 61.5、壬生川町大字壬生川字古子、番匠木、平田、横町、橙ノ木、川新田、井戸ノ上、城ノ下の全部、高橋の一部。大字円海寺字元円海寺、橙ノ木、西ノ川原の全部、折田の一部。大字弁多字新光地の全部、高口、由料の各一部。大字光利川字天皇の一部。大字三津屋字古子、川北、一丁地、二反地、石ヶ坪の全部。西ノ口、寄田の各一部、都市下水路

##### 2 下水管渠

【下水道番号、排水区域名、区分、名称、起点、終点、管径又は幅員 (メートル)、延長 (メートル)、摘要】

1、本河原排水区、幹線、下水路、大字三津屋 219 ノ 2、大字壬生川 89、1.1~2.2、約 1,550.2

##### 3 ポンプ場

【下水道番号、排水区域名、番号、名称、位置、地積 (ヘクタール)、摘要】

1、本河原排水区、1、本河原ポンプ場、壬生川町大字三津屋 219 ノ 2、約 64.2、75.4 立方メートル

1分、1台、57.1立方メートル分、1台

4 その他の施設

【下水道番号、排水区域名、番号、名称、位置、摘要】

1、本河原排水区、1 遊水池、壬生川町大字三津屋 218、地積 620 平方メートル

第三 前項の計画を次のように都市計画事業とする。

1 排水区域及び面積

【下水道番号、排水区域名、面積（ヘクタール）、区域、摘要】

1、本河原排水区 約 45.7、壬生川町大字壬生川字番匠木、平田、横町、橙ノ木、川新田、井戸ノ上の全部、高橋の一部。大字円海寺字元円海寺、橙ノ木、西ノ川原の全部、折田の一部。大字弁多字新光地の全部、高口、由料の各一部。大字光利川字天皇の一部。大字三津屋字川北、一丁地、二反地、石ヶ坪の全部。西ノ口、寄田の各一部、都市下水路

2 下水管渠

【下水道番号、排水区域名、区分、名称、起点、終点、管径又は幅員（メートル）、延長（メートル）、摘要】

1、本河原排水区、幹線、下水路、大字壬生川 51 の 1、大字壬生川 92 の 7、1.1～1.58、約 438.5

3 ポンプ場

【下水道番号、排水区域名、番号、名称、位置、地積（ヘクタール）、摘要】

1、本河原排水区、1、本河原ポンプ場、壬生川町大字三津屋 219 ノ 2、約 64.2、57.1 立方メートル分、1台

4 その他の施設

【下水道番号、排水区域名、番号、名称、位置、摘要】

1、本河原排水区、1、遊水池、壬生川町大字三津屋 218、地積 620 平方メートル

第四 前項の事業の執行年度割を次のように決定する。

昭和 39 年度	約 2 割 0 分
昭和 40 年度	約 5 割 4 分
昭和 41 年度	約 2 割 6 分

理由書

先に決定された市街地中心部を貫通する本河原排水路は現在商店街にあって、道路は舗装されており、工事施行上支障をきたすので、線形を一部改めて事業の執行を円滑にしようとするものである。

### 議第 442 号 野村都市計画街路変更並びに同街路事業及びその執行年度割の決定について

第一、都市計画街路 2 等大路第 3 類第 1 号線を次のように変更する。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】

Ⅱ,3,1、中村緑ヶ丘線、大字野村 10 号 483、大字阿下字御旅下 9 - 209、（法正）、12、約 2,010、終点変更  
ただし石久保橋橋梁区間は幅員 7 メートルとする。

「別紙図面表示の通り」

第二 前項の都市計画街路を次のように都市計画事業とする。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】

Ⅱ,3,1、中村緑ヶ丘線、大字野村 10 号 483、大字野村字向山瀬 12 号 442、（法正）、12、約 1,000

「別紙図面表示の通り」

第三 前項の事業の執行年度割を次のように決定する。

昭和 39 年度	約 1 割 2 分
----------	-----------

昭和 40 年度	約 2 割 9 分
昭和 41 年度	約 2 割 1 分
昭和 42 年度	約 3 割 8 分

理由書

起点附近の建築物移転されたため線形を変更し事業の円滑を図るものである。

#### 議第 443 号 野村都市計画公園事業及びその執行年度の決定について

第一 都市計画公園中第 1 号公園を次のように都市計画事業とする。

【番号、名称、位置、面積（ヘクタール）、摘要】

1、愛宕公園、東宇和郡野村町大字野村地内、2.62、藤棚、休憩所、苑路、便所、照明施設、給水施設、普通公園  
「別紙図面表示のとおり」

第二 前項の事業の執行年度割を次のように決定する。

昭和 39 年度	3 割 6 分
昭和 40 年度	3 割 6 分
昭和 41 年度	2 割 8 分

#### 議第 444 号 松山都市計画街路事業及びその執行年度の決定について

第一、都市計画街路中 2 等大路第 3 類第 13 号線を次のように都市計画事業とする。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】

Ⅱ,3,13、小栗鷹場線、大手町 1 丁目 35 番地の 1、南味酒町 63 番地、（南味酒町）、10.8、約 349.0、舗装  
「別紙図面表示の通り」

第二、前項の事業は昭和 39 年度において執行するものとする。

理由書

小栗鷹場線は本市の主要幹線街路で最近交通量が激増し、砂利道では到底使用に堪えないため、これが路面の舗装を行い運輸、交通、経済、衛生各方面にわたり市民の利便を図るとともに併せて本市の発展に寄与せんとするものである。

#### 議第 445 号 今治都市計画街路事業及びその執行年度の決定について

第一、都市計画街路中 2 等大路第 3 類第 8 号線を次のように都市計画事業とする。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】

Ⅱ,3,8、今治日高線、日吉字中屋敷甲 624 番地の 25、片山字戌吉 192 番地の 4 地先、（日吉）、9.8、約 980、延長の一部舗装

「別紙図面表示の通り」

第二、前項の事業の執行年度割を次のように決定する。

昭和 39 年度	約 2 割 3 分
昭和 40 年度	約 3 割 5 分
昭和 41 年度	約 4 割 2 分

理由書

本路線は今治市と松山市を結ぶ重要路線の一部であるが近時交通量の増加に伴い、現在の砂利道では交通の円滑を期し難いので、改良済み分を舗装するものである。本事業は愛媛県知事が執行する。

## 議第 446 号 川之江都市計画都市下水路の名称変更並びに同下水道事業及びその執行年度割の決定について

第一 川之江都市計画都市下水路を同下水道に名称を変更する。

第二 前項の計画を次のように都市計画事業とする。

### 1 排水区域及び面積

【下水道番号、排水区域名、面積（ヘクタール）、区域、摘要】

1、下分排水区、約 137.286、川之江市川之江町大字破砂子の一部。川之江市金生町小山、通町、大通、中竹、春日及び住吉の一部。川之江市上分大字電明、中本、花園本町及び高木、中新、北新、城下の一部。都市下水路

### 2 下水管渠

【下水道番号、排水区域名、区分、名称、起点、終点、管径又は幅員（メートル）、延長（メートル）、摘要】

1、下分排水区、主要幹線、下分下水路、川之江市川之江町大字破砂子 926 ノ 1、川之江市金生町字中竹 835 ノ 1、1.72～2.24、約 796.0

第三 前項の事業の執行年度割を次のように決定する。

昭和 39 年度 約 3 割 1 分

昭和 40 年度 約 3 割 4 分

昭和 41 年度 約 3 割 5 分

理由書

本排水区は、市内の中小製紙工場の密集地帯にあり、最近の製紙工業の異常な発展に伴う工場廃液の増量は、在来水路にては少量の降雨に際しても排水不能におちいり、近隣住家に浸水の被害を与える状態にあり、今回この排水施設を完備し、防災並びに環境衛生の保全を図るものである。

## 議第 447 号 伊予都市計画街路事業及びその執行年度の決定について

第一、都市計画街路中 2 等大路第 3 類第 7 号線を次のように都市計画事業とする。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】

Ⅱ,3,7、南西原馬塚線、下吾川宮田 1351 番地先、下吾川字馬塚 958 番地、9.7～10.4、約 380、舗装「別紙図面表示の通り」

第二、本事業の執行年度を昭和 39 年度に定める。

理由書

本路線は、国道 56 号線と国道代替線を連絡する重要路線として改良済みであるが、今回その緊要性に鑑み、これが路面を舗装して交通の円滑及び衛生の向上を図るものである。

## 議第 448 号 株式会社松山青果青果物卸売市場建築位置の決定について

第一 申請者 松山市〇〇 株式会社松山青果、取締役社長

第二 敷地の位置 松山市北藤原町 133 番地外 6 筆（松山都市計画区域内、商業地域、準防火地域）

第三 用途 青果物卸売市場 新增築

第四 敷地及び建築物の状況

敷地面積、2,573.835 平方メートル

建築物

(ア) 新增築部分 鉄骨造一部二階建て

建築面積 916.18 平方メートル

延べ面積 968.61 平方メートル

(イ) 既設部分

建築面積 943.40 平方メートル

延べ面積 1,668.40 平方メートル

第五 その他

- (1) 取扱品目及び数量、野菜類及び果物類 年間売上高 4 億円
- (2) 従業員、30 人 (15 人事務員、15 人その他)
- (3) せり時間、午前 7 時から午前 11 時まで
- (4) その他、組合員 540 人、毎日 400 人前後の仲買人が集まる。

理由書

現在の市場上家老朽のため使用危険があり新增築せんとするものである。

**議第 449 号 宇摩青果協同組合青果物卸売市場建築位置の決定について**

第一 申請者 伊予三島市〇〇 宇摩青果協同組合、理事長

第二 敷地の位置 伊予三島市金子町 2054 の 3 (伊予三島都市計画区域内 商業地域、準防火地域)

第三 用途 青果物卸売市場 新築

第四 建築物等の状況

敷地面積、996.000 平方メートル

建築物、軽量鉄骨造平屋建て 延べ面積 689.25 平方メートル

売場 382.50 平方メートル、事務室会議室等 45.00 平方メートル

倉庫 48.50 平方メートル、自転車置き場 51.25 平方メートル

便所 9.00 平方メートル、通路 153.00 平方メートル

第五 その他

- (1) 月間取扱量、野菜果物等取引額 約 450 万円
- (2) 運搬その他、小売人 (組合員 82 人) 1 日 50 人位集まる。  
運搬は軽三輪四輪車 15 台、自転車リヤカー 15 台位である。  
職員 5 名、せり時間 午前 8 時から午前 11 時まで

理由書

3 月 31 日に三島農業協同組合から分離し、新しく組合を設立したので、卸売市場を新築せんとするものである。

**議第 450 号 川之江青果協同組合青果物卸売市場建築位置の決定について**

第一 申請者 川之江市〇〇 川之江青果協同組合、理事長

第二 敷地の位置 川之江市金生町下分 850 の 1 (川之江都市計画区域内)

第三 用途 青果物卸売市場 増築

第四 建築物その他

敷地面積、2,853.60 平方メートル

建築物、軽量鉄骨平屋建 延べ面積 150.66 平方メートル (既設建物延べ面積 591.26 平方メートル)

第五 その他

- (1) 野菜果物類、年間取引額、約 7,400 万円



- (2) 組合員、81人、毎日60人位集まる。
- (3) 運搬は軽三輪四輪30台位、自転車荷車25台位
- (4) 事務員7名、せり時間 午前8時～午前10時

理由書

昭和31年8月16日から市場を開設しているが、最近野菜類の出荷が多くなって売場がせまくなったので売場拡張のため増築するものである。

#### 議第451号 長浜町営火葬場建築位置の決定について

第一 申請者 喜多郡長浜町長

第二 敷地の位置

喜多郡長浜町大字沖浦切サコ丙1246の4、1246の5、1412の1、1413、1415の2  
長浜都市計画区域内

第三 用途

火葬場新築

第四 建築物及び設備

- (1) 建築物、火葬場、コンクリートブロック造平屋建1棟、建築面積82.50平方メートル、  
待合室管理人室及び物置、木造平家建、建築面積79.38平方メートル  
設備、火葬炉、1基、江口式  
煙突、鉄筋コンクリート造、高さ15メートル

第五 その他

- (1) 利用区域、長浜町全域、戸数4,078戸、人口17,743人、年間利用約96
- (2) 敷地の位置は人家より約1,200メートル離れている。

理由書

現在使用中のものは旧式であるので今回町内に1か所に統合して、新築せんとするものである。

会議録（幹事説明および質疑のみ）

会長代理：今治市の都合で、最初に438号及び445号の議案を付議します。

議第438号 今治都市計画公園事業及びその執行年度の決定について

幹事：堀の外側のところ約0.3ヘクタールを昭和39年度に国の補助をあおぐ予定になっています。

議第445号 今治都市計画街路事業及びその執行年度の決定について

幹事：これは県事業として現在執行中ですが、ほとんど完成も近づきましたので、できたところから追っかけて舗装をやるという計画でございます。

会長代理：次は松山市関係の3件をお願いします。

議第 437 号 松山都市計画大可賀土地区画整理事業を施行すべき区域の変更について

幹事：昭和 34 年に区域を決定いたしましたわけですが、その時は黄色で塗ってある部分が入っておったわけですが、その後港湾の修築にともないまして埋立事業が行われまして宅地化されまして、必要な街路なども確保できましたので、土地区画整理事業をやる必要もなくなってまいりましたので、この黄色の部分をおの区域からはずそうとするものでございます。なお区域内にございます墓地を移転いたしましてあとの土地の利用を効率的にいたしますために、その移転先として山西の、赤くぬってございます山の一部を墓地移転先として区域内に編入しようとするものでございます。

議第 444 号 松山都市計画街路事業及びその執行年度の決定について

幹事：舗装事業をやっておったのですが、下水道管の埋設の為に一部残っておったわけですが、

議第 448 号 株式会社松山青果青果物卸売市場建築位置の決定について

幹事：増築するにあたりましてその位置が都市計画上適当であるかどうかという意見を求められたわけですが、これは国道 56 号線に面しておりまして、従来交通の混雑をいたしておった区域でございますので、理想的には現在の敷地を拡張してもう少し自動車の収容をできるようにするか、あるいは適当な余裕のある所へ移るのが理想であると思うのでございますけれども、敷地の拡張も移転もなかなか実現の困難な問題でございます。先日、5 月 6 日午前 9 時ごろ現地にまいりましたところでは、自動車おもに小型でございますけれども 132 台おりまして、敷地内におりますのが約 60 台道路に駐車しておりますのが約 70 台おりましたけれども、国道 56 号線の方は取り締まりも厳重でございますし、市場の方も自主的に規制をいたしておりまして、1 台も 56 号線上には駐車しておりません。うしろのほうの小さい道に駐車しておったわけでございます。なお会社の方の御意見では敷地内に 142 台を収容することができるよう整備をするということでございます。

委員：いまの説明で了解できるにしても、5 メートルの市道を将来自動車の専用道路化してしまうおそれがあるんじゃないだろうか。朝の短い時間にたくさんの荷をさばくということで一般の人は通れんという現象が必ず生まれる。この審議案が通れば当然のように一般の人が通ることができんような空気になるんじゃないだろうか。それについて皆さんの対応策はどう考えておりますか。

幹事：従来からあそこはほとんど通れんわけなんです。この建物をやれば従来より少しはよくなることだと思います。目に見えてあそこが自由に通れるようにはならないと思います。時間は短いですが。

委員：短い時間でも一般の人が、通勤者が通してもらえんようなことのないよう皆さんの責任において善処してもらおうということならよいのですが、審議会を通してしまえばむこうもその気になるし、既成事実として一般の人は通るんじゃないという空気が生まれると思うので、そういうことを留意して今後はかかってもらいたい。

委員：私も委員とおなじような意見でございます。建物の改築によりまして既設の建物とこんどの建物の面積はほぼ同じであるとすると、貨物の集散が増加するに従って車も同じに増加するんじゃないか、私はこの土地を度々通って見ましたけれども、ほんとうに交通が難しいところでございます。これ以上困難になりますと国道の使命は果たしてどうなるか将来が案ぜられます。市場の位置としては利用者の立場からいってもいいけれども、駐車場の問題につきまして心配するところでございます。

委員：委員さん、委員さんの御意見は非常にもっともだと思います。そういう点を御認識いただきまして、そういうことを責任を持って解決するというふうな方向で御認可をいただくことに賛成のものでご

ざいます。

委員：私もこの場所は決して適当ではないと考える。ことにこんご地方都市圏のことも考えなくちゃならんと思います。いまだけの問題ではないのでございますから、もう少し全体のことを考え合わせる必要もあろうかと思っておりますのでこれは一応保留にさせていただきたいと思っております。

委員：保留とかいっても現実にはもう遅きに失する感じがする。踏切もあるし相当の人が通るんですが、朝の短い時間とはいいながら天下の公道を駐車独占して、附近の住民が通るについてはじゃま者扱いされるといことが起こった場合に、許可した責任を皆さんがどうするか、その点をはっきりしていただければいい。ただその点の皆さんのお腹構えを聞ければ賛成したいと思っております。

委員：建物はほぼできておりますし、このことについては私は賛成でございます。全般的にこの議案と関連いたしまして、駐車場であるとか、広い歩道を狭くして車道を広くするということについて全般的に建設省のほうへ働きかけて改装をしてゆくようお願いしたい。この問題についてはよく市場の方へも話して車は置くのはやむを得ないけれども、人が通れる範囲においてもらうようによく注意していただいて、原案通り可決することがいいのではないかと考えるわけでございます。

委員：私も今の御意見に賛成です。長年あそこでやっておりますし、いまさらあそこが交通に支障があるから代われと言っても、それに代わるべき手が打てれば別ですが、現状ではやむを得ないのではないか。会社側としてもいろいろ私有地を借りたりして努力はしております。国道線については車を置かないように最善の注意を払って指導しておるようでございますので、現在の情勢ではやむを得ないのではないかという気がするので、認可してやるのが妥当ではないかと思っております。

委員：いろいろお話がありますが、大体都市計画区域内にこういうものができあがっておるということが将来の為に非常によくないことだと思う。やっとりさえすればいやおうなしにできるんだという一般の観念をつくるということは有害な考え方だと思います。この辺をよくお考え願ひまして、できとるからやらすんだということは決して理由にさせていただかんようをお願いしたいと思います。

委員：国道 56 号線に面しました北側を駐車禁止にしていますが、11 時前後になると市場の南側の市道ではほとんど市場の車両が使用している。こんごますます市場の利用も増加してまいりし、自動車も増加してくるので、国道からはいる幹線道路を交通規制する、駐車禁止にするという状態も出てくるだろうと思っております。そういう場合に会社がどういうふうにするか、将来駐車場を拡大するか、そういう面についてははっきりしてほしいと思っております。県下の自動車の増加量をみると、毎月 3 千台くらいふえております。そういう面からもお考えいただきたいと思っております。

委員：いろいろ御意見がございましたが、主として交通関係、将来の交通事情などを勘案して駐車場その他の問題が非常に重視せられるような実態のある場所でございますので、当審議会としましてはこれらの交通関係についての皆さん方の御意見を織り込んだ答申を附して御決定願ひたいと思っております。御異議ございませんか。

委員：市民、県民は道路を通る権利があると思うんです。たとい朝の 1 時間でも 1 時間半でも、無法に一定の場所を占めるということは一種の公害であると思う。委員も言われたように、附帯決議をつけて審議会を通りまして、忙しいからそういう規則が全然きかん。通ったあかつきはのほうずになる。その時住民から不満が起きた場合どうするのかというハラもお聞きしたい。

委員：この問題いろいろ御意見があるわけなんです、現実にやっとりから通すというのはもことに委員会としてはおかしい話なんです、実際はやっとりわけなんで、県当局としては相手方に駐車する場合に必ず片側駐車にして附近の人あるいは通行人に迷惑をかけないようにという注意を与え、なおそれがいかん場合には公安委員会に要請して片側駐車禁止でもやってもらうという腹構えでこれ

を認めたらと思うんですが、おはかりを願いたいと思います。

委員：片側駐車というお話が出ましたが、図面で見ますと幅員 5 メートルしかない。それに片側をやりますと 3 メートルしか残らない。現在道交法で駐車できる場所は片側に 3.5 メートル残さねばならん、ということになると片側駐車禁止すると自動車は駐車できないということになります。

委員：これは難しい問題でございますが、現実の問題でもございます。松山の交通の問題というのはこれに似た問題が次々に出てくると思います。それらのこともお考えになりまして、いますでにやっとなることだからということで県がやってやるというなら別だが、審議会としてもこれを知っておってあとになって気毒だということになっては、今後の県の事業としてお困りになるし、ますます難しくなる。そういう意味において一応保留されまして研究して次の機会に回しておったほうが県の為にも、会社のためにもいいんじゃないかと思えます。

幹事：都市計画審議会としましては、この位置が適当であるかないかということでございますので、適当でないという答申をするか、理想的ではないけれどもやむを得ないではないかということで、その代わり自主的に道路の交通を妨げないよう規制をしてもらう、もしもそれができない場合はどうするかと申しますと、都市計画審議会としましては実行の権限はございません。交通取り締まり当局あるいは道路管理者などへ取り締まりの強化あるいは駐車禁止などの処置をとってもらうように要請するくらいのことしかできないと思えます。

委員：4 年前に新居浜青果市場の問題が当審議会にかかって、駐車場の問題でいっぺん自主的に却下したことがありました。それなんかでもいろいろ論議の過程にはあったろうけれども、あなたがいわれたように交通問題でも片側駐車にしても道交法による 3.5 メートルの残りが無い。三輪車では線を引いたようにいかないで、現実の姿では斜めになったりして一列にしても 5 メートルほとんど使ってしまう。規制はしても気が立っておるからどこの市場を見てもそういう市道があってもほとんどどこでも占有化しておる。そういう現実は皆さんおわかりだろうと思えます。市道はやはり公道ですから、松山市の委員さんも来ておるけれども現状はじゅうぶん知っておると思えます。いっぺん許してしまえば既成事実になってしまう。そういう姿をわかりながら、打つ手といえば附近の住民がいちいち県警に電話をかけて、すぐ来るという体制にはならんと思えます。委員の言われるように、開業しておるにしても再度検討するということができると思えます。別子青果の場合にもほとんど建物ができておるその時でもこの空気を見て却下して審議会に答申したという経験がある。ただ単に審議会を通せば事足りるんだといえば話は別ですが、審議会を通ったら既成事実ですから責任を我々が持つという審議の仕方をせぬ限りにおいては僕は困る。市民に迷惑をかけんのだという解決策、住民の心配を雲散霧消できるといいければ私も文句は言わん。一応委員のおっしゃるように今回は下げてくださいたら、こんどは文句言わんように、通るように現地に業者の方と話し合ってもらいたい。かように思うんです。

委員：建築基準法にもとづいてこういう審議会にかけて決定するというところでございますので、要は建築基準法から発足しているので県の方へ建築申請が来ておるんで、基準法 56 条か何かによってこういうふうにしておるんですが、こういうことになると建築申請から取り下げることになりますね。市場は新居浜なんかでも一応できておったのですが、非常に交通がふくそうして市民に迷惑をかけることになるので再申請するように願ったと思えます。市場当局に再考慮を願ったような事態もございますので、確認申請の取り扱いでそういうことになっておるんだったら県当局としては非常に苦境に立っておると思えますけれども、一応決定するにつきましても交通関係の処理の関係とというようなことをお話し合いになって、却下ということは再考慮という意味で保留問題にしていたら処理していただきたらと思うんですが、確認申請にもとづいて家はそれによって事実建つ

ておるんだということになるとめんどうなんですが、そういうことはないんですか。

幹事：実際はほとんどできております。

委員：建築の確認はやったんですか。

幹事：これがすまんとできません。

会長代理：いろいろ御意見もございますが、御意見の趣旨をじゅうぶん尊重いたしまして、事前に業者とじゅうぶん話し合いまして車の処理の実態などもじゅうぶん県のほうで調査いたしまして、建築許可の関連もございますので、そういう話し合いがいたら許可認可するような形で当審議会としては、位置については一応じゅうぶんではないけれどもやむを得ないという形で御決定でも願っておきましょうか。

委員：委員さんの言われた意見は一応却下ということではなくて、保留にしてその間に話し合ってもう一度出してくれというように受け取ったんですが、結果的に両者話し合っ、結果をぼくらに知らして貰ってそれでいいということになるので、再申請のほうにやってほしいと思います。

会長代理：時間の都合もありますので 448 号議案は最終でまたお話し合いをすることにいたしまして、いまの審議を保留いたしまして最後に回しまして、次へ進ませていただきたいと思います。

(他議案を先行して審議)

会長代理：それでは 448 号議案にもう一度かえります。

幹事：これは 10 分ほど休憩していただいて、松山市と全部の委員の方に残っていただいてゆっくり審議していただいたらと思うんですが。

会長代理：いろいろ交通関係が中心になって御意見が、活発な御意見が出たわけでございますが、問題は交通に支障がきたすという前提の御意見であったと思います。ついては事業主においてさらに検討、車の駐車その他について検討してもらうのはもちろんでございますけれども、知事のほうで出来る範囲においては交通に支障をきたさないようにしなければならん。当審議会としては交通に支障ない措置を講ずべきであるというようなことで御決定をお願いしたいと思います。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

会長代理：それでは交通に支障ないよう最善の処置を講ずべきであると意見を附しまして答申いたしたいと思えます。

議第 446 号 川之江都市計画都市下水路の名称変更並びに同下水道事業及びその執行年度割の決定について

幹事：この下水路は昭和 34、5 年ごろに図面にもございます通り下流の橋の前後を整備したわけでございますけれども、川之江市の財政の都合によりまして一時中断しておったわけでございます。これを 39 年度より再開することになりまして、国の補助も得る予定になっております。

議第 450 号 川之江青果協同組合青果物卸売市場建築位置の決定について

幹事：この細かい図面にもございます、うしろのほうでございますけれども、かなりの空地もございまして差し支えないのではないかと考えております。

議第 440 号 伊予三島都市計画街路並びに同街路事業及びその執行年度割の変更について

幹事：当初は、黄色で書いている部分が幅員 8m となっていました、これを 11m に変更します。昭和 37 年からずっと以前に、海の 11 号線のところから市役所まではずっと以前に都市計画事業として完成しておったんでございますが、市役所のところから山に向かいまして 37 年度から執行いたしまして

現在に至っておるわけでございます。当初の計画では黄色で塗ってある所はいらなかったわけですが、こんどこれをいっしょに含めまして事業決定、執行年度割をしようとするものでございます。

議第 449 号 宇摩青果協同組合青果物卸売市場建築位置の決定について

幹事：これも図面でございます通り敷地内スペースもあるようでございますので差し支えないのではないかと考えております。

議第 441 号 壬生川都市計画都市下水路の名称の変更及び同下水道の変更並びに同下水道事業及びその執行年度割の決定について

幹事：当初は幹線水路が黄色で書いてあるようになっておったわけですが、その部分が丁度商店街でございまして、舗装もできあがりまして、下水路をやるため具合が悪くなりましたので、再検討したわけでございます。

議第 442 号 野村都市計画街路変更並びに同街路事業及びその執行年度割の決定について

幹事：当初図面に書いてございます黄色い線で決定しておったわけですが、その後起点付近の建物が移転いたしまして、事業の執行上円滑に事業ができますように移転した方へ起点を少しずらせたわけでございます。

議第 451 号 長浜町営火葬場建築位置の決定について

委員：沖浦の住民との話し合いは具体的にきれいに片付いたんかどうか、あとにシコリはないかどうか。

委員：この問題は、し尿処理とこの問題は町の方はその点をじゅうぶん考慮して、すでに全部書類を取り交わして話し合いはついておりますから、その点御安心願いたいと思います。

## 第 63 回愛媛都市計画地方審議会（昭和 39 年 8 月 10 日開催）

### 出席者

会長	知事
同	宇和島市長
同	八幡浜市長
同	川之江市長
同	伊予市長
同	野村町長
同	副知事
同	総務部長
同	民生部長
同	衛生部長
同	商工労働部長
同	農林水産部長
同	土木部長
同	企画部長
同	愛媛県警察本部長
同	運輸省第 3 港湾建設局長
同	建設省四国地方建設局長
同	宇和島市議会議員 5 名
同	八幡浜市議会議員 5 名
同	川之江市議会議員 5 名
同	伊予市議会議員 5 名
同	野村町議会議員 4 名
同	県議会議員 5 名
同	学識経験者 3 名
幹事	都市計画課長
幹事	建築課長

### 議事項目

- 議第 452 号 八幡浜都市計画臨港地区の指定について
- 議第 453 号 八幡浜都市計画下水道並びに同下水道事業及び執行年度割の変更
- 議第 454 号 八西衛生事務組合立し尿処理場建築位置決定について
- 議第 455 号 宇和島都市計画下水道並びに同下水道事業の変更について
- 議第 456 号 川之江都市計画下水道並びに同下水道事業の変更について
- 議第 457 号 伊予都市計画公園事業変更並びに同公園事業及びその執行年度割決定について
- 議第 458 号 伊予市松前町共立衛生組合立ごみ焼却場建築位置決定について
- 議第 459 号 東宇和衛生事務組合立し尿処理場建築位置の決定について

## 議第 452 号 八幡浜都市計画臨港地区の指定について

都市計画八幡浜臨港地区を次のように指定する。

### 【名称、区域、面積（ヘクタール）、摘要】

八幡浜臨港地区、字棧橋通り全部、大字栗之浦字栗之浦、字高城、白浜、西近江屋町、旧港、新港、大黒町、旭町、昭和通り、新川の各字の一部、6.95

「別紙図面表示のとおり」

理由書

八幡浜港は愛媛県南部の主要港湾として、九州、中国、阪神方面への輸送量の増加著しく昭和 35 年重要港湾に指定され鋭意整備につとめているが、円滑なる港湾の管理運営を期するため、本案のように臨港地区の指定をしようとするものである。

## 議第 453 号 八幡浜都市計画下水道並びに同下水道事業及び執行年度割の変更

第一 都市計画下水道を次のように変更する

### 1 排水区域及び面積

#### 【下水道番号、排水区名、面積（ヘクタール）、区域】

1、第 1 排水区、33.956、八幡浜市片山町、本町、矢野町 4 丁目～7 丁目、千代田町、天神通り、沖新田、田中町、横町、浜ノ町、船場通り、新町、仲之町、堀川町、旭町、桜小路、大黒町、海老崎、新港、港町、戎町、旧役場通り、下道、須賀ノ町、新開地通り、棧橋通り、新川通りの全部。昭和通りの一部。公共下水道

1、第 2 排水区、41.865、同矢野町 1 丁目～3 丁目、東矢野町、浜田町、花小路、清水町、松陰町、大正町、江戸岡、駅前、桧谷、昭和通りの一部。公共下水道

1、第 3 排水区、7.111、同大谷口、栗の浦の全部。公共下水道

1、第 4 排水区、12.220、同古町、広瀬の全部。公共下水道

1、第 5 排水区、13.505、同西近江屋町、東近江屋町、幸町、喜多町、白浜通り、裁判所通りの全部。大字大平の一部、松本町。公共下水道

1、第 6 排水区、10.675、同大字向灘字中浦、大内浦の全部。字高城、杖の浦の一部。公共下水道

1、第 7 排水区、11.440、同大字大平、大字向灘字高城の一部。公共下水道

計 130.772

### 2 下水管渠

#### 【下水道番号、排水区名、区分、名称、起点、終点、管径又は幅員（メートル）、延長（メートル）、摘要】

1、第 1 排水区、主要幹線、八幡浜市大黒町 3 丁目 1526 番地、八幡浜市田中町 67 番地、1.5～0.6、約 565.0 幹線、同大黒町 3 丁目 1526 番地、同新町 266 番地、1.5～0.6、約 318.0

幹線、同大黒町 3 丁目 1230 番地、同船場通り 107 番地、0.9～0.45、約 322

1、第 2 排水区、主要幹線、同本町 1335 番地、同松柏 982 番地 1.5～0.6、約 1597

幹線、同下浜田町 1355 番地、同松柏 800 番地、1.0～0.45、約 832

1、第 3 排水区、幹線、同大字栗の浦字栗の浦 256 番地、同大字栗の浦字栗の浦 217 番地、0.6、約 62

幹線、同大字栗の浦字栗の浦 268 番地、同大字栗の浦字栗の浦 101 番地、0.5、約 65

1、第 4 排水区、同大字矢野町字広瀬 1357 番地、同大字矢野町字古町 1036 番地、1.0～0.45、約 607

1、第 5 排水区、主要幹線、同白浜 1579 番地、同大字大平 782 番地、1.0×1.0～0.5、約 317

幹線、同白浜 1579 番地、同大字大平 831 番地、0.9～0.6、約 542



- 1、第6排水区、幹線、同大字向灘 3081 番地、同大字向灘 3067 番地、0.7~0.6、約 72  
     幹線、同大字向灘 3024 番地、同大字向灘 3024 番地、0.6、約 45  
     幹線、同大字向灘 3088 番地、同大字向灘 3088 番地、0.9~0.6、約 133

- 1、第7排水区、幹線、同白浜 1579 番地、同大字大平 374 番地、4.4×2.0~1.08×0.8、約 644

### 3 ポンプ場

【下水道番号、排水区名、番号、名称、位置、地積（ヘクタール）、摘要】

- 1、第1排水区、朝夕橋、大黒町3丁目 1526 番地、0.48、90 立方メートル/分、1 台、34.8 立方メートル/分、1 台

### 4 吐口

【下水道番号、排水区名、番号、位置、管径又は幅員（メートル）、摘要】

- 1、第1排水区、朝夕橋、八幡浜市大黒町3丁目 1526 番地、1.5
- 1、第2排水区、1、同本町 1335 番地、1.5
- 1、第3排水区、6、同大字栗の浦字栗の浦 268 番地、0.5
- 1、第3排水区、2、同大字栗の浦字栗の浦 256 番地、0.6
- 1、第4排水区、7、同大字矢野町字広瀬 1357 番地、1.0
- 1、第5排水区、8、同白浜 1579 番地、4.4×2.0
- 1、第6排水区、3、同大字向灘字高城 3081 番地、0.7
- 1、第6排水区、4、同大字向灘字中浦 3024 番地、0.6
- 1、第6排水区、5、同大字向灘字大内浦 3088 番地、0.9
- 1、第7排水区、9、同白浜 1579 番地、4.4×2.0

「別紙図面表示のとおり」

第二 昭和37年建設省告示第2622号都市計画下水道事業を次のように変更する。

#### 1 排水区域及び面積区域

【下水道番号、排水区名、面積（ヘクタール）、区域】

- 1、第1排水区、18.720、八幡浜市片山町、本町、矢野町4丁目~7丁目、千代田町、横町、浜ノ町、船場通り、新町、仲之町、堀川町、旭町、桜小路、大黒町、海老崎、港町、戎町、旧役場通り、下道須賀ノ町、新開地通り、棧橋通りの全部。昭和通りの一部。
- 1、第2排水区、39.273、同矢野町1丁目~3丁目、東矢野町、浜田町、花小路、清水町、江戸岡、駅前通り、桧谷の全部。昭和通りの一部。
- 1、第3排水区、7.111、同大谷口、栗の浦の全部。
- 1、第4排水区、12.220、同古町、広瀬の全部。
- 1、第5排水区、9.798、同西近江屋町、東近江屋町、幸町、喜多町、白浜通り、裁判所通りの全部。同大字大平の一部、
- 1、第6排水区、9.765、同大字向灘字中浦、大内浦の全部。字高城、杖の浦の一部。
- 1、第7排水区、11.440、同大字大平、大字向灘字高城の一部。

計 108.327

#### 2 下水管渠

【下水道番号、排水区名、区分、名称、起点、終点、管径又は幅員（メートル）、延長（メートル）、摘要】

- 1、第1排水区、幹線、八幡浜市大黒町3丁目 1526 番地、八幡浜市新町 266 番地、1.5~0.6、約 318.0  
     幹線、同大黒町3丁目 1230 番地、同船場通り 107 番地、0.9~0.45、約 322

- 1、第2排水区、主要幹線、同本町 1335 番地、同松柏 982 番地 1.5~0.6、約 1597  
幹線、同下浜田町 1355 番地、同松柏 800 番地、1.0~0.45、約 832
- 1、第3排水区、幹線、同大字栗の浦字栗の浦 256 番地、同大字栗の浦字栗の浦 217 番地、0.6、約 62  
幹線、同大字栗の浦字栗の浦 268 番地、同大字栗の浦字栗の浦 101 番地、0.5、約 65
- 1、第4排水区、同大字矢野町字広瀬 1357 番地、同大字矢野町字古町 1036 番地、1.0~0.45、約 607
- 1、第5排水区、幹線、同白浜 1579 番地、同大字大平 831 番地、0.9~0.6、約 542
- 1、第6排水区、幹線、同大字向灘 3081 番地、同大字向灘 3067 番地、0.7~0.6、約 72  
幹線、同大字向灘 3024 番地、同大字向灘 3024 番地、0.6、約 45  
幹線、同大字向灘 3088 番地、同大字向灘 3088 番地、0.9~0.6、約 133
- 2、第7排水区 幹線、同白浜 1579 番地、同大字大平 374 番地、1.9×1.1~1.08×0.8、約 588

3 ポンプ場

【下水道番号、排水区名、番号、名称、位置、地積（ヘクタール）、摘要】

- 1、第1排水区、朝夕橋、大黒町 3 丁目 1526 番地、0.48、90 立方メートル/分、1 台、34.8 立方メートル/分、1 台

4 吐口

【下水道番号、排水区名、番号、位置、管径又は幅員（メートル）、摘要】

- 1、第1排水区、朝夕橋、八幡浜市大黒町 3 丁目 1526 番地、1.5
- 1、第2排水区、1、同本町 1335 番地、1.5
- 1、第3排水区、6、同大字栗の浦字栗の浦 268 番地、0.5
- 1、第3排水区、2、同大字栗の浦字栗の浦 256 番地、0.6
- 1、第4排水区、7、同大字矢野町字広瀬 1357 番地、1.0
- 1、第5排水区、8、同白浜 1579 番地、4.4×2.0
- 1、第6排水区、3、同大字向灘字高城 3081 番地、0.7
- 1、第6排水区、4、同大字向灘字中浦 3024 番地、0.6
- 1、第6排水区、5、同大字向灘字大内浦 3088 番地、0.9
- 1、第7排水区、9、同白浜 1579 番地、4.4×2.0

「別紙図面表示のとおり」

第三 昭和 37 年建設省告示第 2622 号八幡浜都市計画下水道事業の執行年度割を次のように変更する。

昭和 32 年度から昭和 38 年度まで	約 3 割 6 分
昭和 39 年度	約 1 割 0 分
昭和 40 年度	約 1 割 4 分
昭和 41 年度	約 1 割 6 分
昭和 42 年度	約 1 割 5 分
昭和 43 年度	約 9 分

理由書

市街地の著しい発展に伴い、排水区域を拡張し市の発展に寄与しようとするものである。

**議第 454 号 八西衛生事務組合立し尿処理場建築位置決定について**

第一 申請者 八幡浜市八西衛生事務組合長

第二 敷地の位置 西宇和郡保内町 1 番耕地 68 番地外 4 筆（保内都市計画区域内）

### 第三 用途、し尿処理場、新設

### 第四 敷地及び建築物の状況

(1) 敷地面積、4,950 平方メートル

(2) 建築物

機械室、鉄骨造平屋建スレート葺、293.75 平方メートル

ポンプ室、鉄筋コンクリート造、42.75 平方メートル

監理室、コンクリートブロック造、15.75 平方メートル

受電室、鉄筋コンクリート造、15.75 平方メートル

倉庫、鉄骨造スレート葺、45.00 平方メートル

事務所、木造平屋建（敷地外）、36.00 平方メートル

(3) 処理方法

富士式化学し尿処理方式による

### 第五 その他

(1) 利用区域、八幡浜市、西宇和郡保内町、伊方町内戸数 1,900 戸、人口 76,900

(2) 処理能力、1 日 47 キロリットル

(3) 集荷量および集荷方法、1 日集荷量は 30 キロリットルで運搬はバキューム 1.8 トン車 6 台である。

### 理由書

し尿処理対策の一環として、八幡浜市、西宇和郡保内町、伊方町の 1 市 2 町が事務組合を設立してし尿処理場を建設せんとするものである。

## 議第 455 号 宇和島都市計画下水道並びに同下水道事業の変更について

第一 都市計画下水道中第 1 号下水道の下水管渠を次のように変更する。

### 下水管渠

【下水道番号、排水区名、区分、名称、起点、終点、管径（ミリメートル）、延長（メートル）、摘要】

- 1、元結掛山際排水区、主要幹線、新田町山際線、新田町 1848 番地先、山際 1424 番地先、0.9～1.35、約 660 幹線、山際山手線、元結掛 42 番地先、山際乙 1396 の 1 番地先、0.6～0.8、約 240 幹線、元結掛山手線、新田町 1735 番地先、元結掛 343 番地先、0.6、約 120

「別紙図面表示の通り」

第二 昭和 35 年建設省告示第 2603 号都市計画下水道中第 1 号下水道の下水管渠を次のように変更する。

- 1、元結掛山際排水区、主要幹線、新田町山際線、新田町 1848 番地先、山際 1424 番地先、0.9～1.35、約 660 幹線、山際山手線、元結掛 42 番地先、山際乙 1396 の 1 番地先、0.6～0.8、約 240 幹線、元結掛山手線、新田町 1735 番地先、元結掛 343 番地先、0.6、約 120

「別紙図面表示の通り」

第三 前項の事業の変更にかかわらず、その執行年度割は昭和 39 年計画建設省告示第 308 号都市計画下水道事業の執行年度割とする。

### 理由書

精査の結果、畑、宅地等に不整形な個所ができるので、線形を一部変更するものである。

## 議第 456 号 川之江都市計画下水道並びに同下水道事業の変更について

第 1 都市計画下水道中第 1 号下水管渠を次のように変更する。

## 下水管渠

【下水道番号、排水区域名、区分、名称、起点、終点、管径又は幅員（メートル）、延長（メートル）、摘要】

- 1、下分排水区、主要幹線、下分下水路、川之江市川之江町字破砂子 926-1、川之江市金生町字中竹 835-1、1.72～2.24、約 796.0

別紙図面表示の通り

第 2 昭和 39 年建設省告示第 1428 号都市計画下水道の下水管渠を次のように変更する。

【下水道番号、排水区域名、区分、名称、起点、終点、管径又は幅員（メートル）、延長（メートル）、摘要】

- 1、下分排水区、主要幹線、下分下水路、川之江市川之江町字破砂子 926-1、川之江市金生町字中竹 835-1、1.72～2.24、約 796.0

「別紙図面表示の通り」

第 3 前項の事業の変更に係らずその執行年度割は昭和 39 年建設省告示第 1428 号都市計画下水道事業の執行年度割とする。

## 理由書

用地確保困難の為計画水路線を在来水路側に以降せんとするものである。

## 議第 457 号 伊予都市計画公園事業変更並びに同公園事業及びその執行年度割決定について

第 1 都市計画公園を次のように変更する。

【番号、名称、位置、地積（ヘクタール）、摘要】

- 1、五色浜公園、伊予市灘町五色浜地内、約 3.7、野球場、児童遊戯場、園路、休憩所、広場、花壇、植栽、集会所、普通公園

「別紙図面表示の通り」

第 2 前項の計画を次のように都市計画事業とする。

【番号、名称、位置、地積（ヘクタール）、摘要】

- 1、五色浜公園、伊予市灘町五色浜地内、約 0.6、広場、園路、遊戯施設、花壇、植栽、集会所、普通公園

「別紙図面表示の通り」

第 3 前項の事業の執行年度割を次のように決定する。

昭和 40 年度	約 2 割 4 分
昭和 41 年度	約 3 割
昭和 42 年度	約 2 割 2 分
昭和 43 年度	約 2 割 4 分

## 理由書

伊予市及びこれに隣接する町村住民の利用の増加に伴い現有区域及び施設では狭隘且つ不備の面があるので今回本公園を拡張整備して慰楽保健の用に供し、あわせて周辺の不衛生な場所を取り除こうとするものである。

## 議第 458 号 伊予市松前町共立衛生組合立ごみ焼却場建築位置決定について

第 1 申請者、伊予市〇〇 伊予市松前町共立衛生組合、組合長

第 2 敷地の位置、伊予市下吾川字鳥ノ木 345 番地（代表）、伊予都市計画区域内

第 3 用途、ごみ焼却場新築

第 4 敷地、建築物及び建築設備

(1)敷地面積、1,372.46 平方メートル

- (2)建築物 炉室、鉄筋コンクリート造二階建て、延べ面積 159.21 平方メートル  
作業場、鉄骨造平屋建、61.50 平方メートル  
送風室、鉄筋コンクリート造、2 棟、延べ面積 10.915 平方メートル  
計 231.625 平方メートル  
煙突、鉄筋コンクリート造、1 基、高さ 36 メートル

(3)機械設備

- 送風用モーター 2 台 15 馬力  
ホイスト 1 台 1 馬力

第 5 その他

- (1) ごみの収集区域内は伊予市及び松前町の特別清掃地区内で、戸数 6750 戸、人口 31000 人である。  
(2) 1 日の集荷量は 13 トン、処理能力 1 日 15 トンである。  
(3) ごみの集荷は三輪自動車 (1.5 トン積) 3 台である。

理由書

伊予市松前町の排出塵芥を現在タンクでは処理できないので焼却場を新設せんとするものである。

**議第 459 号 東宇和衛生事務組合立し尿処理場建築位置の決定について**

第 1 申請者、東宇和郡野村町〇〇、東宇和衛生事務組合長

第 2 敷地の位置、東宇和郡野村町大字阿下字ニサシクチ 12 番耕地 1658 番地第 1、12 番耕地 1667 番地  
第 1 (野村都市計画区域内)

第 3 用途、し尿処理場 新築

第 4 敷地及び建築設備の状況

- (1) 敷地面積、742.60 平方メートル  
(2) 建築物  
(ア) ボイラー室、電気室、事務室  
コンクリート・ブロック造平屋建、建築面積 60.00 平方メートル  
(イ) 眞室炉過機室、投入槽等  
コンクリート・ブロック造平屋建、建築面積 75.17 平方メートル

第 5 その他

- (1) 利用区域、東宇和郡宇和町、野村町、城川町内、戸数 6,250 戸、人口 27,000 人、  
(2) 処理能力、1 日 27 キロリットル  
(3) 集荷量及び集荷方法、1 日集荷量 15 キロリットルで運搬はバキューム車 1.8 トン積 3 台による。

理由書

昭和 37 年より汲取りし尿の農家還元が皆無となったので、宇和町、野村町、城川町の三町共同でし尿処理場を設置せんとするものである。

会議録 (幹事説明および質疑のみ)

会長代理 : 452 号、453 号、454 号、この三つの議案が八幡浜市の関係議案でございますので、まずこの

三つを一括提案します。なお 454 号議案につきましては、敷地の位置が西宇和郡保内町須川 2506 番地に変更になりました。

議第 454 号 八西衛生事務組合立し尿処理場建築位置決定について

委員：ちょっとお尋ねいたします。本委員会にし尿処理場 2 件とごみ焼却場 1 件がございます。住民感情からいって歓迎すべき性質のものでないんで、一応やっぱり都市計画審議会の議を経て住民感情を説得するという傾向が今までに多分に見受けられているわけなんです。それで今日出ておる 3 件について一々御質問申し上げるといふ繁を避けまして、住民が全部納得しておるかどう、またいろいろ係争があるかどうか、こういう点を各関係者から具体的にじゅうぶん御説明を願いたい。こういうことです。

幹事：私の聞いておるところでは…。

委員：いやいや、地元の方に。

幹事：それでは保内町の委員さん、御説明を願います。

委員：保内町の〇〇でございますが、この問題は何の異議もございません。

委員：私、保内町は二回ほど行ったことがございますが、該地の地形は不案内でございますけれども、住民が何も文句はない、異議がないという意味ですか。

委員：結論といたしましては何の異議もないということになっております。

委員：くだいようだけど、お宅の場合、非常に民主的にそのことが運んで、この土地にこういうことをやるんだということで全く賛成だということになればいいんですが、やっぱり私らの土地におきまして何だかそういうことは政治的にかげひきをおやりになって、だんだん既成事実を作っていく、しまいに納得さすという傾向が本委員会でも 3、4 件出たんです。議決をした後で物議を醸す、具体的に申しますと大洲のようになりますと大変まずいんじゃないかと思うんです。そういう点を具体的にこうこうでこうだったと、最終的にはこういう条件で納得したということを簡略でもやれば、われわれ委員としても看過させるようになるんじゃないだろうか。ただ暑いから異議なし異議なしでやるとしても、やっぱり一応し尿処理場 2 件ごみ焼却場 1 件については、一々質問する繁は避けて、できれば具体的に御説明を願えれば幸いと、このように考えております。

委員：ただいま各委員さんから御意見がございましたが、し尿処理場とか塵芥焼却とかは位置の決定や、あるいは設立の過程において、いろいろ地方行政において至難な点が多いのでございまして、本件のごときは審議会に出る以上、一応結果が出ておるのでございまして、ただ審議会にかけるといふ過程における討議がございまして、この議案からみますれば堅苦しいこととございますけれども、すでに行政措置が終わってこういうものが出るのでございますから、これはいま申しましたとおり議会の議決によってここに出てきておるのでございますから、こういう観点からいたしまして本審議会におきましては、いま委員さんがおっしゃったようにまあ異議なしということはけっこうでございますけれども、まず異議を言っても行政措置がなされた結果でありますから該当の市町村長さん、あるいはその衝に当たった方は非常に御苦心なされたとは私は推察いたしますので、本議案はじゅうぶん検討された結果でありますから異議なく賛成したいのでございます。

委員：委員さんのお言葉はいたって事務的で全くその通りでございますが、委員さんに申し上げたいんですが、お宅は新居浜、僕も新居浜だけで、青果市場の問題にしても、塵芥処理場の問題にしてもいろいろ物議はあったんですよ。かつてこの審議会にも 14、5 人きたことがあったでしょう。そのようなことのないようにぎょうさんな言葉だけれども、都市計画審議会は、そういう現地の事情がわからぬので後腐れのないようにしたいというのが私の意見です。ただ暑いからぱっぱやってもいいですよ。しかし大洲の

ようになった場合に責任は誰にあるかということを考えて、それをどうするかということですが。

委員：それはあなたの御意見でね…。

委員：ただいまお二人の方からお話でしたが、今までもものによりましては非常に簡単に急いで足りない点が今までもありまして、私も2,3御質問したいことがあるのであります。地元の方の御意見を一応念を押しておきたいと思えます。そうでないと今までのような醜態が起きたことは結局この審議会というものがいいかげんなことをやったんだ。暑いから賛成賛成というたんだというような結果になりますから、一応地元選出の方々の御意見を総合して聞かしていただきたい。

委員：いろいろ意見が出ておるわけですが、ここへ出てきております議案は一応地元から県に申請がありましてこれが間違いないと認めたものが出てくると思うわけですが、しかし先程も委員から指摘されたように、今まで決定しておりながら実行の段階になってなかなかできない、後でもめるという問題があるからああいう意見が出たと思うのであります。今後は県の理事者の方でしっかり調査をしていただいて、自信があるかないかをお聞かせ願いたい。まあ地元の委員さんの方もその衝に当たっておる人であればわかりますけれども、理事者でない場合にはわからんことでもありますから、あくまでその自信があるかないかは県の理事者から御答弁願って、それによってわれわれは審議をしていきたい。かように思いますのでそういう運びをお願いします。

幹事：このし尿処理場につきまして審議会に諮問せられましたのは、建築基準法の54条にし尿処理場とか塵埃処理場、そういうものにつきましては原則としては都市計画区域内には都市計画として位置が決定せられた所へやるということになっております。それが決定してない場合には予定地を都市計画審議会の意見を聞いてから決めろということになっております。それでこの審議会としてはここへ出されましたし尿処理場の位置が都市計画から考えて適当か不適当かということをお返答すればいいのであります。それで理想的にいきますれば委員さんからおっしゃいましたように用地の交渉を先に始めるか、あるいは都市計画審議会の答申を先にもらうか。どっちかを決めなければできません。この点からいきますと都市計画上さしつかえなければいいんじゃないかと考えております。それからなおこの件につきましてはこの組合の方がみえましてお話を伺いましたところでは、今のところであればできるというお話でございます。なお全般的にみましても保内町の将来の市街地になる真ん中にあるわけでもございません。八幡浜のちょうどトンネルを出たところにあるので、それからまた排水も管を通すというようなことも考えておるようになっておりますので、恐らく予定通り進捗するものと考えておるのであります。

委員：私も都市計画委員を4年連続してやっておりますので、大体計画というものもわかりますが、先程申し上げましたように都市計画を通ったんだということでごり押しをするという傾向が各地でみられるということを言っておるんです。だから大洲のような物議をかもすというのは、やっぱりわれわれにも責任があるんじゃないかならうかと考えるわけです。これは当審議会としても考えるべきだと思うんです。何も他意はないんですよ。その点は御了解願いたいと思えます。

会長代理：455号、456号、457号、458号、459号議案を一括上程いたします。

委員：以前はきちょうめんに議案を朗読しておったんですが、こんどはだらだらと金魚のフンみたいに説明をしましたが、あれはどういうことですか。やっぱり一件、一件上程するのがほんとじゃないか。

委員：委員さんからの御意見もございましたようでございますが、宇和島、川之江等の本日の議案をみましても、途中でやはり具合が悪ければまた改めてご審議をいただいて変更するということになっておりますので、し尿処理場等は非常に難しい問題であります。決してここで決まったからということをお前提にして押し付けないということはいまのような例を見ましても明らかだろうと思うのであります。

## 第 64 回愛媛都市計画地方審議会

会議録なし。



## 第 65 回愛媛都市計画地方審議会（昭和 39 年 12 月 1 日開催）

### 出席者

会長	知事
委員	新居浜市長
同	宇和島市長
同	伊予市長
同	吉田町長
同	壬生川町長
同	副知事
同	総務部長
同	民生部長
同	衛生部長
同	商工労働部長
同	農林水産部長
同	土木部長
同	企画部長
同	愛媛県警察本部長
同	建設省四国地方建設局長
同	新居浜市会議員 6名
同	宇和島市議会議員 5名
同	伊予市会議員 5名
同	吉田町会議員 4名
同	壬生川町会議員 5名
同	県会議員 5名
同	学識経験者 3名
幹事	都市計画課長
幹事	建築課長

### 議事項目

- 議第 462 号 伊予地区農協連合青果市場組合青果物卸売市場建築位置の決定について  
議第 463 号 宇和島地区衛生組合し尿処理場建築位置の決定について  
議第 464 号 吉田町営火葬場建築位置の決定について  
議第 465 号 周桑郡環境衛生事務組合ごみ焼却場増築位置の決定について  
議第 466 号 新居浜都市計画下水道の変更並びに同下水道並びに同下水道事業及びその執行年度割の変更について

### 議第 462 号 伊予地区農協連合青果市場組合青果物卸売市場建築位置の決定について

- 第 1 申請者、伊予郡松前町〇〇 伊予地区農協連合青果市場、組合長  
第 2 敷地の位置、伊予市下吾川北西原 2029 番地の 1、3（伊予都市計画区域内、住居地域）  
第 3 用途 青果物卸売市場、新築

#### 第4 敷地及び建物

(1) 敷地面積	2,500.08 平方メートル
(2) 建築物	
(ア) 青果市場	鉄骨造平屋建 544.32 平方メートル
(イ) 事務所及び商人詰所	木造二階建 102.06 平方メートル
(ウ) 便所	木造平屋建 4.86 平方メートル
(エ) 附属建物	木造平屋建 48.816 平方メートル
計	700.056 平方メートル

#### 第5 その他

- (1) 伊予市新川青果市場と松前町農協青果市場が統合し、将来は伊予市 6 農協、松前町 2 農協が経営するものである。
- (2) 組合員 300 人、  
仲買人 120 人  
1 日平均 100 人内外の仲買人が集まる。
- (3) 取扱品目は野菜類果物類および加工品で年間売上額は 5,000 万円の見込みである。
- (4) せり売り時間は午前 7 時から午前 10 時までの間である。
- (5) 運搬は小型三輪車、テラー約 40 台、自転車、リヤカー 30 台位である。

#### 理由書

青果物の生産の増大に伴い、生産者より流通機構の改善合理化が強く要請され、農協において集約取扱することにより、生産消費の流通合理化を図るため、青果物市場を新築せんとするものである。

#### 議第 463 号 宇和島地区衛生組合し尿処理場建築位置の決定について

第 1 申請者、宇和島市〇〇 宇和島地区衛生組合、組合長

第 2 敷地の位置、宇和島市宮下宇和田甲 541 番地の 10 外 9 筆（宇和島都市計画区域内）

第 3 用途、し尿処理場 新築

第 4 敷地及び建築物並びに機械設備の状況

(1) 敷地面積	8,042.10 平方メートル
(2) 建築物及び設備	
(ア) 建築物	投入室、滅菌室、事務室等 7 棟 501.54 平方メートル
(イ) 機械設備	破碎機、滅菌機、脱水機等 9 台
	投入槽、消化槽等 8 槽
	各種ポンプ 7 台

#### 第5 その他

- (1) 処理区域は宇和島市、吉田町、三間町、広見町、松野町、日吉村及び津島町のうち世帯数 24,780 世帯、人口 100,000 人を対象としており、1 日のし尿集荷量は約 85 キロリットルである。
- (2) 1 日処理能力 100 キロリットル
- (3) バキューム車（三輪車 1.8 キロリットル積）12 台にて集め運搬する。

#### 理由書

近時の化学肥料の発達のためし尿の肥料価値が失われ、その処分に行き詰まり不衛生的に山野に投棄され、一方海洋投棄にしても原始的な上に沿岸漁民との間に種々問題を生じている現状であるので、近

代的な処理場を建設し処理せんとするものである。

#### 議第 464 号 吉田町営火葬場建築位置の決定について

第 1 申請者、北宇和郡吉田町 吉田町長

第 2 敷地の位置、北宇和郡吉田町大字鶴間字深泥 163 番地の 1 (吉田都市計画区域内)

第 3 用途、火葬場新築

第 4 敷地及建築物等の状況

- (1) 敷地面積 1,602.125 平方メートル
- (2) 建築物 火葬場、コンクリートブロック造平屋建 1 棟、73.67 平方メートル
- (3) 煙突 鉄筋コンクリート造 高さ 15 メートル
- (4) 設備 大洋式築炉 2 基 重油バーナー 2 台

第 5 その他

- (1) 利用区域は吉田町全域で戸数 4,174、人口 18,742 人、年間利用約 140 件位である。
- (2) 敷地の位置については現在のところ反対者はいない。

理由書

現在の火葬場は山腹にあり、不便でかつ施設も老朽化して使用不能の時期に立ち至ったので位置を変更し、新築せんとするものである。

#### 議第 465 号 周桑郡環境衛生事務組合ごみ焼却場増築位置の決定について

第 1 申請者、周桑郡壬生川町〇〇 周桑郡環境衛生事務組合長

第 2 敷地の位置、周桑郡壬生川町大字吉田字堤外 1414 番地の 52 (壬生川都市計画区域内)

第 3 用途、ごみ焼却場 増築

第 4 建築物及び施設

- (1) 敷地面積 1,442.1 平方メートル
- (2) 建築物 鉄筋コンクリート造 1 棟 63.96 平方メートル
- (3) 煙突 鉄筋コンクリート造 高さ 30 メートル
- (4) 焼却炉 7 トン焼却炉 2 基
- (5) 既存設備 焼却場上家および附属建物 88.78 平方メートル  
焼却炉 7 トン焼却炉 1 基  
煙突 鉄筋コンクリート造 1 基 高さ 30 メートル

第 5 その他

- (1) ごみ集荷区域は、周桑郡壬生川町、小松町、丹原町及び三芳町の平坦部で世帯数 8,497 戸、人口 38,240 人で、1 日のごみ集荷量は 15 トンの予定である。
- (2) ごみの運搬については壬生川町有の小型三輪車 1 台及び衛生事務組合の許可業者 (3 名小型三輪車 3 台の予定) を委託蒐集するものである。
- (3) 既設のごみ焼却場に併設して増築するもので、増築については現在反対するものはいない。

理由書

塵芥の処理については最近化学肥料の発達に伴い農村還元が不可能となり処理に困窮しているため郡内 4 町が一部事務組合を設立して壬生川町有の旧施設を増築して塵芥を共同処理せんとするものである。

**議第 466 号 新居浜都市計画下水路の変更並びに同下水道並びに同下水道事業及びその執行年度割の変更について**

第 1 都市計画都市下水路を同下水道に改め、同下水道を次のように変更する。

1 排水区域及び面積

【下水道番号 排水区名 面積（ヘクタール） 区域 摘要】

- 1、東町排水区、約 45.50、新居浜市中須賀、大江、東中須賀、西町、東町の全部、西原の一部、公共下水道
- 2 元塚排水区 約 76.00、新居浜市菊本の一部、新須賀の一部、田所の一部、都市下水路

2 下水管渠

【下水道番号、排水区名、区分、名称、起点、終点、管径又は幅員（メートル）、延長（メートル）】

- 1、東町排水区、主要幹線、第一幹線、新居浜市新居浜甲 451 番地、新居浜市新居浜甲 1482 番地、0.25～1.35、約 9,780.0
- 1、元塚排水区、主要幹線、元塚下水路、新居浜市新須賀甲 571 番地、新居浜市新須賀甲 752 番地、2.0～1.8、約 580.0、

3 ポンプ場

【下水道番号、排水区名、番号、名称、位置、地積（ヘクタール）、摘要】

- 1、東町排水区、1、東町ポンプ場、新居浜市新居浜甲 451 番地、0.1、13.5 立方メートル/分×2 台（口径 360mm×15KW）電力、54.96 立方メートル/分×2 台（口径 500mm×40 馬力）ディーゼル、45 立方メートル/分×2 台（口径 700mm×95 馬力、50 馬力）ディーゼル
- 2 元塚排水区、2、元塚ポンプ場、新居浜市新須賀甲 571 番地、0.046、51 立方メートル/分×2 台（口径 650mm×70 馬力）ディーゼル

4 吐口

【下水道番号、排水区名、番号、位置、管径又は幅員（ミリメートル）、摘要】

- 1 東町排水区、1、新居浜市大字新須賀甲 451 番地先、直径 360、500、ポンプピット、満潮時の場合
- 2、新居浜市大字新須賀甲 451 番地先、1.5×1.5、直径 700、干潮時の場合
- 2 元塚排水区、1、新居浜市新須賀甲 571 番地、直径 650

「別紙図面表示の通り」

第 3 昭和 37 年建設省告示第 2619 号及び昭和 38 年建設省告示第 1498 号都市計画下水道事業を前項の計画のように変更する。

第 4 昭和 37 年建設省告示第 2619 号及び昭和 38 年建設省告示第 1498 号都市計画下水道事業の執行年度割を次のように変更する。

公共下水道

昭和 35 年度から

昭和 38 年度まで	約 2 割 4 分
昭和 39 年度	約 0 割 8 分
昭和 40 年度	約 1 割 5 分
昭和 41 年度	約 2 割 1 分
昭和 42 年度	約 1 割 8 分
昭和 43 年度	約 1 割 4 分

都市下水路

昭和 38 年度	約 3 割 8 分
昭和 39 年度	約 6 割 2 分

## 理由書

下水道の計画のうち公共下水道の東町地区の幹線について他地区の幹線との重複を避け新道路に布設し、又分区境界を変更して環境衛生の見地より泥溝を埋立て支線を増設しようとするものである。

### 会議録（幹事説明および質疑のみ）

#### 議第 463 号 宇和島地区衛生組合し尿処理場建築位置の決定について

幹事：今朝地元の方から電報が参っております。保手住宅組合という名前で「住宅附近のし尿処理場許さん」というのがきております。それから長堀自治会というので「し尿設置許さん」。それから宮の下自治会というので「し尿処理絶対反対」。それから新田町自治会というので「し尿処理反対」。それから附近の地主組会というので「し尿設置絶対反対」という電報が参っております。

委員：ただいま御説明にもございましたが、地元のまあどれくらいかは存じませんが、反対があるようなことをこの間新聞で見たような気もいたしますので、こういったことをまあ、この議案に限りませんが、ほかの議案も議事の進行上地元の委員さんがおられるわけですから、地元の委員さんから実情を説明していただいて判断をしたいと思えます。なおこれは地元のそういう敷設について一人も反対がないというのが望ましいけれども、わずかな反対があってもやらなければならない場合がありますし、そういうことについて一つ地元の方々が今後の議案について御説明を願いたい、かように思いますのでひとつよろしく御取り計らいのほどをお願いいたします。

委員：いろいろ御配慮願って感謝いたしております。御承知のごとし尿処理につきましては困難な土地と水との関係がございますので、ずいぶん各所にいたしまして、その向かい側の土地、そうしますと途中に一つだけ抜きまして利益を上げるためにやる。あるいは今度の土地におきましても、そういうような次第であります。この地域につきましては大体保手の部落を通りまして、舗装その他の条件がございます。し尿処理の現在の一般の実情、現在行われておりますし尿処理場の実績を見て戴きまして、大体これを見た者については了承をえておるわけでございます。地域の代表となりますが、一部の代表と言われるかも知れませんが、ただし住宅組合、その他という組合の名前にはなっておりますが、組合ということの有無については私あまり明確に存じておりません。この 1 市 6 カ町村が一致してようようし尿処理場の位置を見出したわけでありまして。土地におきましても、いろいろ途中抜けておりますが、約 4,000 坪その中にわずか 200 坪ほど買い抜かれて、そして邪魔をされるというようなふうにして、これもやむを得ず涙をのんでわずかの土地に 20 万なり 30 万の負担を組合がいたしまして買収をして、一応 3,000 坪を予定しておりましたところ、さらに 1,000 坪ということで 4,000 坪を買ったわけでありまして。経過を申しますと、そばにある 2,000 坪のチップ工場の土地を買収してくれということが一つの問題で、入口に 24,500 円で買ったのを埋立しておりまして、いま魚の骨の干場にしておりますところを 1 万円に買ってくれということが問題になったのでございます。こうした問題に対しては現在の状態には無理な次第でありまして、これに対して、あとで別途の処理方法で相談をしたいという考え方をもっておるわけでありまして。ただこの地域を通りますのに国道の 56 号線に沿うて海岸より、あのこんど御無理を願います板島橋を渡って、その住宅地域を避けてあそこへは行ってゆくという大体の予定で配慮をしているわけでありまして。この隣にありますのが屠場でございます。場所といたしましては、水の排水あるいは宇和島は水の少な

いところでございます。ここに県の所有になっております養魚池がございます。その養魚池へきた流れる水を取りまして、このし尿処理場を完成すれば、水に悩む宇和島市としては唯一の場所だと、こういうように考えまして地域の話し合いにも、何分にも処理をいたします過程においては、やろうとすれば次々に値が上がり、あるいは土地を抜くというやうないき方もありますので、ようよう4,000坪の土地を買収して、ここに組合員の満場一致でやってきたわけでありまして。ただ地域に対してご迷惑をかける分に対しては市の責任においてやっていきたい。こういうふうに考えております。何分にも、どこにもございますようにし尿処理については地域的な反対はございます。御覧願いましたらわかりますように、この地域には人家はないわけでございます。ほとんど無人の場所になっておるわけでありまして。もちろん5300円に買収をいたしました途中240坪ばかり買い抜かれたところには、1,000円ばかり高くはなりますが、24.5万の余分の金をお包みいたしまして、これを処理いたしましたようなことでございます。一応この委員会において御承知を願いますなれば、市の責任においてこれを善処いたしたい。もちろんこうした問題でございますから地域に対する説得、話し合いということは民主主義のルールに従って今後努力いたします。どうしても全地域ができないという際には、あるいは第二段の方法はとりますにいたしましても、今日まで1市6カ町村が苦難に苦難を重ねて、ようようここへ出ております次第であります。この際御承認を願い、責任は市ならびにし尿処理組合委員会に配慮願いますなれば非常に幸せと存じます。あとに支障のできるだけないやうなふうに私どもは処理をいたしたい。こういうように念じております。議会とも今後相諮りまして地域の御了承を得てこのし尿処理場の整備をいたしたい。何分にも2,000石の水を要しますので、めったなところへ持って行きましても水がございませぬ。そうしますと、いまの海上投棄の不衛生を続けなければなりませんし、6町村に対してもせつかくのできあがりましますし尿処理が不能になるということは、起債、補助の問題は別にいたしましても、大きな影響のあることでございますので、できるだけこの際ご賛同を願いまして、責任は宇和島市において処理させていただきたい。こういうやうに存ずる次第であります。どうぞよろしくお願いをいたします。

委員：地元の意見としまして、昨夜10数名の方々から聞いたわけですが、その意見では全員反対である。ただいま委員さんの方から民主主義のルールと、こんなふうにお話しになったわけですが、この民主主義のルールから考えまして私は今回この場において決定することは反対の意見を持っておるわけです。あくまでも全員の納得のいくやうに、了解するやうに話し合い、何らかの処置を行わなければならない。昨夜お伺いしたことによりますと、そのような点が非常に抜かしておる。一方的にここで決めるのは民主主義のルールに反するのじゃないか。かような点からいたしまして、私は反対意見をもっておる者でございます。

委員：私は6年間都市計画の委員をやっておりますので、し尿処理の問題については神経質といわれるくらい発言するわけですが、委員の本問題に対するご抱負、いろいろな御意見なんか聞くとやっぱり市長さんとしての立場はわれわれも理解できるんですが、都市計画審議会というものは、この会で議決してそして建設省に出したんだから、都市計画審議会を通ったんだからという1枚看板で、何か押し付けるやうな傾向がいままでいろいろあったわけですが。これはむろん今までそういうやうな民主的な方法を講じてきたけれども、切羽詰まったときにどちらかという臆病なやうなけれども、同じ宇和島の方で賛否両論に分かれるということになれば、もう一度地元を説得して、私らこの土地が高いとか安いとか抽象的な土地のことはわかりませぬけれども、もう一ぺん御苦勞の多いことと思ひますけれども。さらに百尺竿頭をもって反対の御説得、またいろいろな面で円満にいけるといふ方策があるんじゃないかと考えますので、その点について委員のお考えをおもらしたるらと、

かように思います。

委員：まことに宇和島市の問題につきまして、せっかく皆様方によろしく御審議を願いたいと思っておったのでございますが、残念ながら宇和島市の内部の問題を、ここで各委員がまちまちに意見を申し上げるのは、まことにご失礼申す次第でございますが、ここに議員側の委員が私を初め 4 名見えておりますが、6 カ町村と宇和島市衛生組合の議員は私一人でございますが、他の 3 名の方はこの委員会の委員にはなっておらないわけでございます。そこで私は宇和島漁業協同組合の理事もつとめておりますが、当時からし尿処理場の方式の問題につきまして、化学方式あるいは消化方式という問題につきましても、相当賛否両論がありまして、宇和島の漁業管内につきましても 1,350 名の組合員がおりますが、その廃液によって漁場の被害をこうむるといような問題につきまして、それに対する補償の問題も出たわけでございますが、私は 6 カ町村と宇和島市とが一丸となってこのし尿処理場をやる以上は、まだ実害もないうちから漁業組合が補償金をくれということはおかしいぞ、方言で申しますときたない言葉じゃないか。事実、実害があった場合にはじめて補償の問題は陳情するのが建前ではないか。市の発展のために同じ宇和島漁民であっても宇和島市民の一員ではないかという問題におきまして、漁業組合の方はそういうことで役員会を開きまして、その了解を得たわけでございます。途中におきまして、御承知の如くあそこには来村川がございますが、その川下におきましてノリの養殖をやっておるわけでございます。このノリ養殖の方の方から、化学方式の場合にはそうないが、消化方式の場合にはナマのまま流れてくると、販路の問題において先入観的な、まあ宇和島の川だけしかノリができない場合は仕方がないが、外に相当なノリ養殖がある以上は、宇和島のノリはナマが流れておる、こうなりますと今後の販路に困るといような陳情もあったわけでございますが、従いまして漁業組合の組合長とこの関係地区のノリ養殖の代表者とその地域の住民と農業関係の組合長など 6 名作りまして、現地の三重県、岐阜あるいは豊中、布施、八尾、あらゆる地域を 1 週間の予定で彼らに現地を親しく見せたわけでございます。その結果、現在のところは実害もないだろうとの了解を得まして、あとは地主の承諾取りになったわけでございますが、この予定地の中にある方が早めに 253 坪という土地を買い取っておりましたので、この方一人から了解を得れば後は全員地主も了解を得ておったわけでございますが、ちょうどその方が私と個人的な関係がありますので、市長の方から御指名を受けまして交渉の結果、先程ちょっと委員から 25 万円お包みしたという話がありましたが、これは最後におきまして 7 名の地主がおりますが、その方が反当 160 万、ということは坪当たりが 5,330 なんぼということになるのでございますが、その 1 名の方がずっと以前に買った場合の価格は反当 150 万であったわけでございます。従いまして反当 160 万に繰り上げた場合には 253 坪で 23 万 5 千円の開きがあるわけございまして、それは買い手価格に合わせたわけございまして、25 万の包みをしたのではないわけでございます。なお、養魚池を持っておる方がございますが、この方は水利権云々という話がありましたんでありますが、1 番川上で養魚をやっておりますけれども、やはり農地の担保であります以上は、買収した以上は水利権も土地に着いて宇和島市のものになったわけでございますので、まあそういうものも多少なりとも補償金という形では具合が悪いが、何か一封包まないといけまいといのでその方に金一封を包みまして了承を得まして全員の地主が満場一致で決まったわけでございます。現地視察をやった方々がどうして現在電報を打ってみたり、あるいは先程委員がお話になったように、陳情した人間は全員反対の者が陳情したから、全員これは反対であったという御意見と私は考えるわけでございますが、いずれにいたしましても大内浦、北宇和島地区と 3 か所出たわけでございますが、現在の土地が一番抵抗の少ない、地主の了解を得やすかったので現在の土地に決まったわけでございます。

7万市民と6カ町村の方々もみんなが満足のいくようなことは、とうていできないということを考えておりますので、よろしく多少のことはありましても、先程委員が言ったように私たち市会に帰りましても、地元の陳情をよく受けましていろいろ内部的には、きたない車が通るから道路をなおしてくれとか、あるいは何か年かの水道料を無料にしてくれとか、あるいは簡易舗装をやってくれとかいうような、いろいろな小さい問題がありますが、これ以上は宇和島市の恥になりますので申し上げませんが、責任を持って処理をしていく覚悟でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

委員：ただ今お尋ねを願ひましたことにつきましては、私がお答えしたいと思います。長い間何分にもむずかしいところでございます。県下ではない、日本でも北に青森、南に宇和島といわれるほど元気のいい所なので、その機種決定につきましても長い時間をかけてようよう化学方式。土地につきましても各所にボーリングをいたしました。ところが水がない所ですから方法としては、ここへするよりほかにやむを得まいということであつて、それでもすべての場所を、海水まで利用する考え方に立っておる、こういうわけでございます。なお今日電報をいただきました中に、ただいま委員の言われました長堀地区、しかしここを通さぬために、外の保手を通過してくる。外側の道路でやっていきたいということが、今度の計画になっております。もし、いま反対のあつたという長堀地区を通るんだつたなれば、2,000坪だけでこんどのはできるわけです。しかしそこには人家が2、3軒ありますことと、その南部側に人家がありますので、これを避けて最も人家のない所、支障のない所を選んだというわけでございます。いまおっしゃつたように一応市会その他についての関係があるから、これをできますならば推進をしておかねば、また今年間に合わないという状態になりますので、一応私ども責任を持ってこの善処をいたすつもりであります。そうしてできるだけ全員の御支援とか、あるいは賛同ということは困難と思ひますけれども、その通過所においても、あるいは施設においても、これを、いま委員が申しましたように地元の希望に相入れ、できるだけ期待に添うようにやっていきたい。こういうように考えております。これには若干の利害関係も含まれた線がございます。しかしながら、どうしても自分とこはいけなないということになれば、これは私どもとしては考え方をよそへ持ってゆくか、あるいは将来こうしたものと考え方を変えていくといういき方にせねばなりませんけれども、責任は私ども市において持ってやっていきたい。こういうように1市6カ町村も、その組合員も、また市といたしましてもこの問題について地元の納得のいくように、また地元にご迷惑のできるだけ少ないようにやっていきたい。こういうふうにご考慮の次第であります。何分にも各所、多額の費用を持ちましてボーリングをやりましたけれども、向かい側には水がありませんし、あるいはこちらの地にも適当な場所がございません。水に困つております宇和島市としては、排水その他の関係もございまして、どうしてもこの地域でないと余儀ない。しかもこの水は市民の飲料水あるいは水道用水に支障のない水がここに無にありますが、御了承をねがえれば幸せだ。地域に対する関係は今後じゅうぶん御了承を得てやっていきたいと思ひますが、私どもの市議会には組合議会だけでまだかけておりませんので、詳細を説明し、御協力を得、地元の御協力も得る体制にもつていきたい。出来る限り努力いたしまして、それが民衆が納得しない、市民がほかの所に設置せねばならないことになりましたら、審議会に対しては相済みませんが、この際はこれを御了承願えれば非常に幸せだと存じておる次第であります。

委員：反対、賛成の両論に分かれておるように思ひますが、私どももなお研究もいたしたいし、また先程委員さんから言われました、ここが最適地であるということもよくわかりましたが、その口の中に、どうしてもいけなかつたら、また考えるということでもございましたが、これは私ども



もいけないので、いまほかへ変えるということなら、ここで決定することは、私はそういう前例があるということになると困ると思うんです。ここでいやしくも決定しましたらそのとおりにやるという方針でやってもらわないと困ると思うんですが、そのことも含めまして、委員さんにもよく納得をしてもらおうということですが、この議案は後へ回していただいて、暫く休憩して宇和島からきておられる委員さんの意見調整を 20 分か 30 分かやっていたらと思うんです。

会長：本日は議案が相当ございますので、宇和島のし尿処理の問題はあとに回しまして、その他の議案を取り上げるということでよろしゅうございますか。

委員：大変に宇和島の地区の問題に対してご迷惑をかけましたことを、まずお詫び申し上げます。ちょうど私も 1 週間ばかり東京へ参っておりまして、帰りがけだもんで、陳情その他につきましてもまだ直接承っておりませんので土地その他を決定しております地理的關係もやむを得ないと自信をもっておりますけれども、一応帰りまして地域の陳情も受け、話し合いもいたしまして決定をお願いしたい。委員間にもいろいろ意見もありましたが、相談をいたしましたので、まことに恐縮ではございますが、年度内にこの施行を取り進めたい。決定をお願いしたいと存じておりますので、持ち回り審議か何かにして、できるだけ早く私どもの方の市の意見を決しまして提出をいたしますので、その際出来るだけ早くご配慮をお願いすることに御決定が願えまいかという考え方にまとめました。どうぞよろしくご審議をお願いいたします。

委員：ただいま委員さんの方から御説明があったわけですが、それで地元で円満に解決をいたしました場合にはこれを継続にしておきまして、事務局から持ち回りでも私円満に解決したらけっこうだと思います。私の意見ではございますが紛糾いたしましたならば一応審議会を開いていただいて、ここで意見が両立いたしましても決定にやぶさかではございません。決定はいたします。ただ地元の意見を出来る限り円満にまとめていただきたいと、かように思うわけでございます。それともう一つは、こういうことは皆さま御承知でございましょうが、決して誘致運動をするという性質のものでございませぬので、どこの地区に持って行きますとも多少の意見はあると思うんですがそれを出来る限り円満に説得していただくことを希望意見として私申し上げておきます。

委員：委員の意見に関連いたしますが、将来禍根がないという判断に立って、持ち回りでもそういう点をじゅうぶん慎重にやっていただきたいと思います。

委員：いま委員からお話がありました、なかなか 7 万市民の意見をすべて満足させるということは、難しい問題でありまして、帰って説得に努力はいたしますが、早く仕事もしなければならぬし、県当局並びに国の助成もありますので、この場合やはり先程委員さんの言われたように、どうせ料理をせないかぬ場合には勇気を持って料理をしていただきたいということをお願いしたいと思います。

会長：この際やはり継続審議ということで御承認いただきたいと思いますがいかがでございましょうか。